

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-1 美しい景観の保全と創造

01 景観まちづくり活動団体サポート事業

施策

1 事業の目的

住民や多様な主体との協働連携による地域の景観資源を活用したまちづくり活動(景観まちづくり活動)を積極的にサポートし、地域の活性化と景観の保全・創出を推進する。

2 事業の内容

(1) 個別相談・情報提供(標準事務費)

・活動団体等を個別に訪問し、活動や課題などニーズを把握しつつ、必要に応じて県の支援策等の情報提供を行う。

(2) ワークショップ・先進事例研究 2,202千円(2,332千円)

・住民主体による継続的なまちづくり活動に意欲のある活動団体を対象に、大学等と連携し支援体制を構築し、ワークショップ等によりまちづくり活動を効果的・継続的に支援する。(対象)3箇所程度

(3) 意見発表・情報交換会(標準事務費)

・活動団体が活動発表及び情報共有する場を設けることにより団体の問題解決やネットワークづくりへつなげる。

(4) 活動団体の情報発信(標準事務費)

・団体概要等を取りネットに掲載する。
・メーリングリストを活用した適時の情報交換の場を提供する。

3 事業の現状及び課題

(現状)

- まちづくりは、まちづくりの主役である地域住民やまちづくり活動団体の主体的な組織化や活動が必要不可欠である。
- 鹿野など、住民主体による継続的なまちづくり活動が活発に展開され、魅力的なまちづくりを推進することにより、地域の活性化につながっている。
- 一方で、まちづくりの意欲はあっても活動のノウハウの不足等から具体的なまちづくりの取組に踏み出せていない地域もある。

(課題)

- 住民主体によるまちづくり活動団体のニーズに応じて、必要なサポートを実施し、まちづくり活動の活性化を図ることが重要である。
- 自主的・継続的なまちづくり活動に至っていない地域・活動団体については、活動団

体の取組状況や課題等に応じて、まちづくりのノウハウを直接助言し、協働して実践しながら継続的にサポートし、まちづくり活動をステップアップしていく仕組みが必要である。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7390

参考URL

作成中

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-1 美しい景観の保全と創造

02 景観行政費

施策

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 事業の内容

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

(1) 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするとき、事前の届出を義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施する。

(2) 鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施工、維持管理の各段階で「景観評価」を実施する。

(3) 景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置する。(鳥取市、倉吉市、米子市、三朝町を除く市町村)

(4) 景観アドバイザー派遣

県が一定規模以上の公共事業を実施する際、各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、良好な景観形成を図る。

(5) 市町村の景観行政団体への移行

景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行を促進する。

3 事業の現状及び課題

景観形成施策を行うことができる景観行政団体は現在、鳥取市、倉吉市、米子市、三朝町の4団体であるが、良好な景観形成に関する具体的な施策は、住民に身近な市町村が中心的な役割を担うのが望ましいことから、今後さらに市町村の景観行政団体への移行を促進する必要がある。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室 景観担当 電話
0857-26-7363,7371

参考URL

作成中

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

01 地域資産・資源の保全活用

施策

1 事業の目的

県内に在する豊富な「鰻絵となまこ壁」等の地域資産の保全・活用・情報発信を通して、地域資産を活かした景観歴史のかおり豊かなまちづくりを目指す。
また、左官等の伝統技術の文化、「日本(山陰)の美」について考察を深め、鳥取県の隠れた地域資産を再発見・再認識し、まちづくり活動につなげる。

2 事業の内容

街並み環境整備事業等の推進による活用支援

3 事業の現状及び課題

(1) 後世に残すべき歴史的・文化的景観や街なみが認識されておらず、顧みられることなく荒廃しつつある。このような地域における課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、歴史的・文化的景観等に対する理解を高め、住民の参加を促し多様な主体間の協働・連携を図る必要がある。
(2) 社会資本整備総合交付金の前提条件となるまちづくりへの住民同意に向けた機運を高め、地域資源への気づきや保全・活用により地域住民、活動団体及び行政が一体となったまちづくりを進める。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課企画担当 電話0857-26-7390

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進
6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

02 鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持、保全を行う伝統継承者の育成を図るとともに、県内の
鏝絵なまこ壁の啓発等の活動の推進を図る。

2 事業の内容

木造建築に携わる建築大工、左官、板金及び建具の技能士により組織される団体が
行う、(1)から(4)の事業及び鏝絵なまこ壁の保全・活用等の推進を目的として組織さ
れる民間団体が行う(5)の事業に要する経費に対して助成

(1) 研修等事業

伝統技能の継承を目的とした研修会、会議の開催又は参加

(2) 競技大会経費

県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催

(3) 技能振興活動

伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催

(4) 鏝絵なまこ壁に関する事業

技能振興活動、研修等事業、技能競技大会

(5) 情報発信活動支援事業

県内の鏝絵なまこ壁の普及・啓発等を目的とした展示会、ものづくり体験教室、小学
校等への出前講座の開催

3 事業の現状及び課題

県内の木造建築の着工数は減少し続けており、大工・左官等の建築に携わる職人の
減少及び高齢化が進み、後継者不足は深刻化している。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

鳥取県住まいまちづくり課のwebサイトより
「まちづくりの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47548>

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

03 「とっとり匠の技」活用リモデル事業

施策

1 事業の目的

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用場を創出し、技能の継承及び既存ストックと空き家・空き店舗の有効利用を促進する。

2 事業の内容

(1) 伝統技能活用助成(補助金)

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件: 施設内の床面積が7m²以上の改修又は外部の改修を一級又は二級の技能士が伝統技能のうち2種以上を活用して施工するもの。ただし、各要件に規定する見付面積に2を乗じて得られた数字以上の改修を行う場合は1種。

○補助率: 1/2(国1/4、県1/4、所有者1/2)

○補助額: 伝統技能のうち2種(1種)以上の活用に係る経費
(上限500千円)

○事業費1,500千円(500千円×3件)

補助対象項目及び補助単価

	補助対象項目	補助単価
外部	大工技能(外壁・羽目板) 県産材を使用して見付け面積で10m ² 以上下見板張りとしたもの。	13千円/m ²
	左官技能(外壁・漆喰) 小舞等下地の上に湿式工法により見付け面積で10m ² 以上仕上げるもの。	13千円/m ²
	左官技能(塀) 湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で10m ² 以上仕上げるもの。	12千円/m ²
内部	大工技能(室内造作) 県産材を使用して内部造作を見付け面積で7m ² 以上仕上げるもの。	11千円/m ²
	左官技能(漆喰) 小舞等下地の上に湿式工法により見付け面積で7m ² 以上仕上げるもの。	13千円/m ²
	建具技能 県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3m ² 以上使用するもの。	19千円/m ²

3 事業の現状及び課題

建設業界団体より、外部改修へ対する需要、資格者要件の緩和等の制度内容の改正に関する要望があり、助成要件の問題点を把握したところ。

各団体より意見を反映させ、助成要件の見直しを行った。

また、今年度に問い合わせがあった数件の内の1件は一般の方からであり、各方面に向けた更なる周知が必要。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

04 ととりの美しい街なみづくり事業

施策

1 事業の目的

国庫交付金事業(街なみ環境整備事業)を活用して街なみの整備を行う場合に民間事業者(個人を含む。)の費用負担軽減を行うことで、ととりの美しい伝統的な街なみを保全し、地域の歴史や文化に根ざした個性的な街なみを残す取組みを促進する。

2 事業の内容

街なみ環境整備事業を実施する市町村に対し、補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

(1)伝統的な民家が解体され更地になっていたり、プレハブ住宅や、洋風住宅が伝統的な民家の間に挟まれるように建築され、住宅の道路からの後退距離がまちまちに建築されており、これまで維持されていた地域の街なみが統一性のない、地域の歴史や文化が感じられない没個性的なものとなってきている。

(2)良好な美観を有する街なみをつくるため、県内で数カ所が街なみ環境整備事業を実施しているが、個人住宅修景整備については所有者の事業費負担が困難で整備が進まない状況もある。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課企画担当 電話0857-26-7390

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

05 史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

施策

1 事業の目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用基本計画に基づき、遺跡の環境整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業の内容

- (1) 保存整備事業
基本計画に基づき、環境整備工事等を実施
- (2) 調査研究事業
遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施
- (3) 活用事業
各種体験事業やイベントを開催

3 事業の現状及び課題

<現 状>

平成23年4月にグランドオープンを迎え、展示施設である「弥生の館むきばんだ」や、復元された弥生のムラ、発掘体感ひろば施設など、二千年前を体感しながら学習・散策できる史跡公園として公開されている。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

むきばんだ史跡公園ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862>

平成26年度 鳥取県環境白書

6 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

06 史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

施策

1 事業の目的

「史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。
併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

2 事業の内容

- (1) 史跡指定地公有化・保存活用事業
○史跡の保存・整備・活用に資するため、史跡指定地を平成20年度から10力年かけて公有化
○地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、史跡保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施
- (2) 発掘調査事業
発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集
- (3) 出土品調査研究事業
出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も実施

3 事業の現状及び課題

現地整備が完成するまでの期間に行う史跡の活用や情報発信の方法等が大きな課題。史跡保存活用協議会等で検討を行っているところ。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより
「とっとり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)」→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」
→青谷上寺地遺跡ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271>